

クールジャパン・インバウンド外国専門人材の就労促進について

平成 29 年 8 月 21 日

○法律改正事項

クールジャパン・インバウンドに係る外国人材について、区域会議において関係府省及び関係自治体が一体となつて、

- (i) 受け入れる外国人が行う活動について、「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」の在留資格に該当するか否か
 - (ii) 現行の上陸許可基準において求められる学歴や実務経験と同等の知識・技能等の水準について、国内外の資格・試験や受賞歴等によって代替することができるか否か
- などについて協議・検討を行ったうえで、必要に応じ上陸基準省令の特例の対象等とする枠組みを設ける。

国家戦略特別区域法第 16 条の 7

…海外需要開拓支援等外国人上陸審査基準（国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品若しくは役務の海外における需要の開拓又は国内における外国人観光旅客に対するこれらの商品若しくは役務の提供を促進することを旨とし、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して政令で定める基準…）

○政令改正事項

（法第十六条の七第一項の政令で定める基準）

第二十三条 法第十六条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 本邦に上陸しようとする外国人が、対象海外需要開拓支援等活動に係る業務に必要な知識、技術又は技能を有していることを示すものとして内閣総理大臣及び法務大臣が関係行政機関の長と協議して告示で定める資格又は実績を有する者であること。
- 二 当該外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること。
- 三 当該外国人の申請に係る対象海外需要開拓支援等活動の全部又は一部が当該国家戦略特別区域において行われるものであること。